

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 4月 9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	主蒸気隔離弁室監視用TVモニタ点検において、電源が入らないことが認められたため、当該装置を交換	D	
2	2号機	低圧復水ポンプ（C）点検において、バレル内支持板溶接部に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
3	2号機	残留熱除去海水系ポンプ（B）及び（D）出口弁点検において、弁蓋及び弁箱シート面に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
4	2号機	原子炉格納容器内床ドレンサンピット溶接部浸透探傷検査において、ピンホールが認められたため、当該部を修理	D	
5	2号機	タービン建屋消火栓箱分岐弁（34）の配管接続部より水のリーク（1滴/分程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	2号機	主復水器伸縮継ぎ手部への水張り作業において、オーバーフロー配管より水のリーク（約1リットル、汚染なし）が認められたため、対応検討	C	
7	5号機	外部電源（夜ノ森線）66kV遮断器点検において、油圧操作器内部油リーク量に管理値外れが認められたため、当該装置を修理	D	
8	5号機	起動用空気抽出器作動蒸気入口弁（A・B）開閉確認において、起動用空気抽出器空気入口配管のフランジ開放部より水のリーク（堰内：約390リットル、汚染なし）が認められたため、対応検討	C	
9	6号機	廃棄物処理系ポンプ点検手入工事において、対象ポンプ1台が未点検のまま検収したことが認められたため、対応検討	C	
10	6号機	廃棄物処理建屋ドラム缶運搬用ホイス（1.5トン）について、自主検査（年次点検）が未実施であったことが認められたため、対応検討	B	
11	6号機	主タービン（No11、12軸）振動記録計に参考文字（6時間毎に時刻等を印字する）の印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
12	その他	発電所正門警備所新設工事において、土中埋設されていた消火栓火災警報用通信ケーブルを損傷させたため、当該ケーブルを修理及び対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 ・安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 ・管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」 (JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為 (判断) とは異なる行為 (判断)

不適合管理グレード分け (不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで